

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和 58 年規則第 19 号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第 1 条・第 2 条 （省略） （条例第 3 条第 2 項の規定による許可等の申請）</p> <p>第 3 条 （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>4 条例第 5 条第 3 項第 3 号、条例第 8 条第 4 項、条例別表 2 もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第 6 号、備考10第 3 号、備考 16第 1 号若しくは第 2 号若しくは備考19又は条例別表 3 43の項第 2 号、45の項、47の項第 3 号若しくは59の項第 3 号若しくは第 4 号の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式 2）の正本及び副本に、それぞれ省令第 1 条の 3 に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>5・6 （省略） （以下省略）</p>	<p>第 1 条・第 2 条 （現行のとおり） （条例第 3 条第 2 項の規定による許可等の申請）</p> <p>第 3 条 （現行のとおり）</p> <p>2・3 （現行のとおり）</p> <p>4 条例第 5 条第 3 項第 3 号、条例第 8 条第 4 項、条例別表 2 もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第 6 号、備考10第 3 号、備考 16第 1 号若しくは第 2 号、備考17第 2 号若しくは備考20又は条例別表 3 43の項第 2 号、45の項、47の項第 3 号、59の項第 3 号若しくは第 4 号、61の項第 3 号若しくは62の項第 3 号の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式 2）の正本及び副本に、それぞれ省令第 1 条の 3 に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>5・6 （現行のとおり） （以下現行のとおり）</p>	<p>札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正等に伴う規定整備</p>